

令和5年度

宇佐市農業委員会  
第12回(3月)定例総会議事録

宇佐市農業委員会

## 宇佐市農業委員会第12回定例総会会議録

令和6年3月29日（火）午前9時30分より宇佐市役所23会議室において会長が第12回（3月）定例総会を招集した。

本日の出席委員は次の通りであった。

議長 菅原 維範 会長

2番	安倍 隆司	委員	3番	西 時行	委員	4番	久保 公志郎	委員
5番	永松 徳章	委員	6番	安部 仲雄	委員	7番	萩原 久邦	委員
8番	久保田 昭廣	委員	9番	安部 正博	委員	10番	川谷 正一	委員
11番	佐藤 俊徳	委員	12番	河野 一雄	委員	13番	永岡 卓巳	委員
14番	丹生 猛	委員	15番	塚崎 正和	委員	17番	池田 雅彦	委員
18番	安藤 宝太	委員	19番	阿部 善浩	委員			

事務局

石川事務局長、山末次長兼農政係総括、遠嶋農地係総括、農地係三浦主事

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案 第72号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案 第73号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案 第74号 非農地証明願について  
議案 第75号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について  
議案 第76号 令和6年度最適化活動の目標の設定等(案)について  
議案 第77号 農業委員会事務局職員の任免について

報告 第35号 農地法第3条の3の規定による届出について  
報告 第36号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の  
解約通知について  
報告 第37号 農地所有適格法人適格要件の届出について  
報告 第38号 農地所有適格法人の事業状況報告について

事務局 長 みなさん、おはようございます。定刻より早いご参集、ご協力いただきまして、本当にありがとうございます。（あいさつ）

それでは、ただ今から令和5年度第12回3月の定例総会を開会いたします。

ただ今の出席委員は18名中18名で、宇佐市農業委員会会議規則第10条の定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、会議規則第8条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は、菅原会長にお願いいたします。

議長 皆さんおはようございます。（あいさつ）

それでは、これより議事に入ります。

まず日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

宇佐市農業委員会会議規則第41条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

【異議なしの声あり】

議長 それでは、議事録署名委員は、13番 永岡 卓巳 委員、17番 池田 雅彦 委員にお願いいたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の三浦主事を指名いたします。

以上で、日程第1を終わります。

それでは、日程第2の議案72号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 議案書1ページの 地区別各条申請総括表をお開きください。議案第72号3条許可申請は17件で、地区毎の内訳は、長洲地区1件、1筆、1,226㎡、宇佐地区3件、7筆、7,649㎡、駅川地区2件、4筆、1,920㎡、四日市地区9件、18筆、16,715㎡、安心院地区1件、7筆、23,839㎡、院内地区1件、3筆、603㎡となっております。

2ページをお開きください。

議案第72号「農地法第3条の規定による許可申請について」農地法第3条第1項及び同法施行令第3条第1項の規定により、別紙のとおり申請があったので審議を求める。

令和6年3月29日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範  
3ページをお開きください。

長洲地区です。

事務局

長洲地区 番号1 【議案書番号長洲1朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が労力不足のため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

4ページをお開きください。

宇佐地区です。

宇佐地区 番号1 【議案書番号宇佐1朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が労力不足のため、営農を開始する譲受人が農地を取得するものです。

宇佐地区 番号2 【議案書番号宇佐2朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が労力不足のため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

宇佐地区 番号3 【議案書番号宇佐3朗読】

贈与による所有権移転です。

親戚間での農地の所有権移転です。

5ページをご覧ください。

駅川地区です。

駅川地区 番号1 【議案書番号駅川1朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が高齢で労力不足のため、営農を開始する譲受人が農地を取得するものです。

駅川地区 番号2 【議案書番号駅川2朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が遠方在住で管理困難なため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

6ページをお開き下さい。

四日市地区です。

四日市地区 番号1 【議案書番号四日市1朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が労力不足のため、譲受人が借入農地を取得するものです。

四日市地区 番号2 【議案書番号四日市2朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が労力不足のため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

四日市地区 番号3 【議案書番号四日市3朗読】

贈与による所有権移転です。

譲渡人が労力不足のため、譲受人が管理していた農地を取得するものです。

四日市地区 番号4 【議案書番号四日市4朗読】

事務局

贈与による所有権移転です。

譲渡人が遠方在住で管理困難なため、営農を開始する譲受人が農地を取得するものです。

四日市地区 番号5 【議案書番号四日市5朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が遠方在住で管理困難なため、譲受人が管理していた農地を取得するものです。

四日市地区 番号6 【議案書番号四日市6朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が遠方在住で管理困難なため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

四日市地区 番号7 【議案書番号四日市7朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が高齢で労力不足のため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

8ページをお開きください。

四日市地区 番号8 【議案書番号四日市8朗読】

贈与による所有権移転です。

親から子へ農地を贈与するものです。

四日市地区 番号9 【議案書番号四日市9朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が労力不足のため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

9ページをご覧ください。

安心院地区です。

安心院地区 番号1 【議案書番号安心院1朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が高齢で労力不足のため、営農を開始する譲受人が農地を取得するものです。

10ページをお開きください。

院内地区です。

院内地区 番号1 【議案書番号院内1朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が労力不足のため、譲受人が購入する宅地の隣接農地を取得するものです。

以上、全件とも担当農地利用最適化推進委員の調査報告書に基づき、農地法第3条第2項各号には該当しないと思われるため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。

議 長 長洲・宇佐地区お願いします。

久保田地区審会長 はい、議長。8番 久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

長洲・宇佐地区審議会を令和6年3月25日午後1時30分より、本庁2階25会議室において、農業委員5名中4名、農地利用最適化推進委員6名中6名出席のもと開催いたしました。

議案第72号について

長洲地区1件、宇佐地区3件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、許可要件のすべてを満たしているものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

議 長 駅川・四日市地区お願いします。

安倍地区審会長 はい、議長。2番 安倍です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

駅川・四日市地区審議会を令和6年3月27日午前9時より、本庁2階23会議室において、農業委員6名中5名、農地利用最適化推進委員12名中11名出席のもと開催いたしました。

議案第72号について

駅川地区2件、四日市地区9件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、許可要件のすべてを満たしているものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

議 長 安心院・院内地区お願いします。

池田地区審会長 はい、議長。17番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

安心院・院内地区審議会を令和6年3月25日午前10時より、安心院支所 視聴覚室において、農業委員7名中7名、農地利用最適化推進委員11名中11名出席のもと開催いたしました。

議案第72号

安心院地区1件、院内地区1件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、許可要件のすべてを満たしているものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。  
発言のある方は挙手願います。

- (質問、意見なし)
- 議長 よろしいですか。それでは採決いたします。  
議案第72号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 全員賛成ですので、議案第72号は原案のとおり許可することに決定いたしました。  
次に、議案第73号を議題に供します。  
それでは事務局より議案の説明をお願いします。
- 事務局 議案書1ページの総括表をお開きください。  
議案第73号 5条許可申請は5件となっています。  
地区ごとの内訳は、長洲地区1件、5筆、2,554㎡、宇佐地区1件、2筆、158㎡、駅川地区1件、3筆、841㎡、四日市地区2件、4筆、1,047㎡となっています。  
11ページをお開きください。  
議案第73号「農地法第5条の規定による許可申請について」農地法第5条第1項及び同法施行令第15条第1項の規定により、別紙のとおり申請があったので審議を求めます。  
令和6年3月29日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範  
12ページをお開きください。  
長洲地区です。  
長洲地区 番号1【議案書番号長洲1朗読】  
売買による所有権移転です。  
車両置場及び資材置場用地としての転用で、自社の車両置場と資材置場を整備する計画です。  
立地基準としては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地に該当します。既存の施設の拡充等のため、既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えない既存の施設に隣接する土地に施設を整備することから、第1種農地の不許可の例外基準に該当すると考えます。  
13ページをお開きください。  
宇佐地区です。  
宇佐地区 番号1【議案書番号宇佐1朗読】  
売買による所有権移転です。  
駐車場用地としての転用で、自社の駐車場を整備する計画です。
- 事務局 立地基準としては、道路等によって区画された地域の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えることから第3種農地に該当す

事務局 ると考えます。第3種農地の転用は、許可をすることができることとなっております。

14ページをご覧ください。

駅川地区です。

駅川地区 番号1【議案書番号駅川1朗読】

売買による所有権移転です。

車両置場及び資材置場用地としての転用ですが、すでに一部を自身が経営する会社の車両置場と資材置場として利用しており、譲受人からそのことを深く反省する始末書が添付されています。

立地基準としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地に該当すると考えます。当該申請に係る事業目的等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地などもないことから許可することができるものと考えます。

15ページをお開きください。

四日市地区です。

四日市地区 番号1【議案書番号四日市1朗読】

売買による所有権移転です。

農業用施設としての転用ですが、すでに苗置場として利用しており、譲受人からそのことを深く反省する始末書が添付されています。

立地基準としては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地に該当します。申請に係る農地を農業用施設として整備することから、第1種農地の不許可の例外基準に該当すると考えます。

四日市地区 番号2【議案書番号四日市2朗読】

永年の使用貸借権の設定です。

一般住宅への転用で、自己住宅を建築する計画です。

立地基準としては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地に該当します。地域に居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されることから、第1種農地の不許可の例外基準に該当すると考えます。

以上、担当農業委員の調査報告書に基づき、農地転用許可基準運用通知に照らし、立地基準及び一般基準ともに許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。

長洲・宇佐地区をお願いします。

久保田地区審会長 はい、議長。8番 久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

久保田地区審会長 議案第73号について

長洲地区1件、宇佐地区1件について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。申請内容等に特に問題はなく立地基準としては事務局から説明があったとおりです。

また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていることを確認ができましたので、許可相当と意見決定いたしました。

議長 駅川・四日市地区をお願いします。

安倍地区審会長 はい、議長。2番 安倍です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第73号について

駅川地区1件、四日市地区2件について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては、事務局から説明があったとおりです。

また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていることを確認ができましたので、許可相当と意見決定いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。  
発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。  
議案第73号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第73号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に議案第74号を、議題に供します。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書1ページの総括表をお開きください。  
議案第74号非農地証明願は、16件で、地区ごとの内訳は、  
宇佐地区4件、9筆、3,219㎡、駅川地区3件、14筆、6,278㎡、四日市地区7件、8筆、1,732㎡、安心院地区1件、2筆、

事務局 4,647㎡、院内地区1件、2筆、356㎡となっています。

16ページをお開きください。

議案第74号「非農地証明願について」

農地法第2条第1項の対象とならない土地について、非農地証明の願出があったので審議を求める。

令和6年3月29日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

17ページをお開きください。

宇佐地区です。

宇佐地区 番号1 【議案書番号宇佐1朗読】

平成19年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。

宇佐地区 番号2 【議案書番号宇佐2朗読】

昭和42年頃から宅地として利用しているため非農地証明願を行うものです。

宇佐地区 番号3 【議案書番号宇佐3朗読】

昭和46年頃から宅地として利用しているため非農地証明願を行うものです。

18ページをお開きください。

宇佐地区 番号4 【議案書番号宇佐4朗読】

昭和23年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。

19ページをご覧ください。

駅川地区です。

駅川地区 番号1 【議案書番号駅川1朗読】

昭和45年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。

駅川地区 番号2 【議案書番号駅川2朗読】

平成14年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。

20ページをお開きください。

駅川地区 番号3 【議案書番号駅川3朗読】

昭和53年12月に一部農地法5条許可済みで雑種地として利用しているため非農地証明願を行うものです。

21ページをお開きください。

四日市地区です。

四日市地区 番号1 【議案書番号四日市1朗読】

昭和42年頃から宅地の一部として利用しているため非農地証明願を行うものです。

四日市地区 番号2 【議案書番号四日市2朗読】

平成17年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。

四日市地区 番号3 【議案書番号四日市3朗読】

事務局 昭和42年頃から宅地の一部として利用しているため非農地証明願を行うものです。

四日市地区 番号4 【議案書番号四日市4朗読】

平成13年頃から雑種地として利用しているため非農地証明願を行うものです。

四日市地区 番号5 【議案書番号四日市5朗読】

昭和45年頃から宅地の一部として利用しているため非農地証明願を行うものです。

22ページをお開きください。

四日市地区 番号6 【議案書番号四日市6朗読】

平成19年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。

四日市地区 番号7 【議案書番号四日市7朗読】

農地法施行以前の昭和23年頃から宅地の一部として利用しているため非農地証明願を行うものです。

23ページをご覧ください。

安心院地区です。

安心院地区 番号1 【議案書番号安心院1朗読】

平成11年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。

24ページをお開きください。

院内地区です。

院内地区 番号1 【議案書番号院内1朗読】

平成6年頃から宅地の一部として利用しているため非農地証明願を行うものです。以上、担当農地利用最適化推進委員の調査報告書に基づき、非農地化していること、農地法第51条の規定による処分の対象となっていないことが確認できましたので非農地証明の発行基準に該当しているものと考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。

久保田地区審会長 長洲・宇佐地区お願いします。

はい議長。8番 久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

議案第74号について

宇佐地区4件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。申請内容等に特に問題はなく、非農地証明の発行基準に該当していますので、本地区審議会としましては、証明書を発行しても差し支えないものと意見決定いたしました。

議 長 駅川・四日市地区お願いします。

安倍地区審会長 はい、議長。2番 安倍です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第74号について

駅川地区3件、四日市地区7件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。申請内容等に特に問題はなく、非農地証明の発行基準に該当していますので、当地区審議会としましては、証明書を発行しても差し支えないものと意見決定いたしました。

議 長 安心院・院内地区お願いします。

池田地区審会長 はい、議長。17番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

議案第74号について

安心院地区1件、院内地区1件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。申請内容等に特に問題はなく、非農地証明の発行基準に該当していますので、当地区審議会としましては、証明書を発行しても差し支えないものと意見決定いたしました。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。  
発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。  
議案第74号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第74号は原案のとおり証明書を発行することに決定いたしました。

次に、議案第75号を議題に供します。

それでは事務局より説明をお願いします。

事 務 局 25ページをお開きください。

議案第75号「宇佐市農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」

農用地利用集積等促進計画（案）を別紙のとおり策定するため

事務局に、農地中間管理機構より、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づく依頼があったため、農業委員会の意見を求める。

令和6年3月29日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

地区審議会でもご説明させていただきました通り、今月から表記が変更になっております。前月までは、出し手から機構へは集積計画、機構から受け手は配分計画と分けて審議しておりました。今回農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、契約事務増加が予想されるため、事務の簡素化の観点から、令和6年4月公告分より契約方法を促進計画に一本化しております。呼称も農用地利用集積等促進計画に変更しております。ただしこれが分かりにくいであろうということで、出し手から機構へ（借受）、機構から受け手へ（貸付）で表記しております。

また、農業委員会で行っていましたが利用権設定は地域計画の阻害要因になる要素が高いため、中間管理機構を使つての契約に移行するよう推進しております。法的には令和7年3月31日もしくは、地域計画の策定の報告が行われるまでは相対での利用権設定も可能ではございますが、宇佐市農業委員会では地域計画策定の妨げにならないように1月20日締めを受付分から窓口にて中間管理機構を利用させていただくよう推進しております。そのためここ最近の議案にはあがっていませんが、今後、議案にあがる可能性もあります。その際は、地域の事情に配慮して、地域の担い手になり得るかどうか精査し議案に上掲していきますので今後ともご審議よろしくお願ひします。

それでは26ページをお開きください。合計を読み上げます。

**【集計表（借受分）朗読】**

詳細につきましては、27ページ以降のようになっております。

48ページをお開きください。合計を読み上げます。

**【集計表（貸付分）朗読】**

詳細につきましては、49ページ以降のようになっております。

農地中間管理機構が貸手から借受けた農地を、この農用地利用集積等促進計画（案）にて担い手へ貸付ける内容です。これは、農地中間管理事業の推進に関する法律により、農業委員会の意見を聴くものとされています。

以上で議案の説明を終わります。

議長 ありがとうございます。

ただ今の説明に関して、各地区審議会から、地区審議の結果並びに補足説明をお願いします。

長洲・宇佐地区お願いします。

久保田地区審会長 はい、議長。8番 久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

議案第75号について

長洲地区、宇佐地区の農用地利用集積等促進計画（案）の内容について審議いたしました。

当地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。

議長 駅川・四日市地区お願いします。

安倍地区審会長 はい、議長。2番 安倍です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第75号について

駅川・四日市地区の農用地利用集積等促進計画（案）の内容について審議いたしました。

当地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。

議長 安心院・院内地区お願いします。

池田地区審会長 はい、議長。17番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

議案第75号について

安心院・院内地区の農用地利用集積等促進計画（案）の内容について審議いたしました。

当地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。  
発言のある方は挙手願います。

永岡委員 はい、議長。13番 永岡です。26ページの総括表ですが、四日市地区新規分の34,740㎡で合っているのでしょうか。

事務局 こちらは誤植になります。数字を確認出来次第お伝えさせていただきます。

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。  
議案第75号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長 全員賛成ですので、議案第75号は原案のとおり決定し、市長にその旨を通知いたします。

次に、議案第76号を議題に供します。事務局より説明をお願いします。

事務局 68ページをお開き下さい。

議案第76号『令和6年度最適化活動の目標の設定等（案）について』、農業委員会等に関する法律第37条の規定に基づき、別紙「令和6年度最適化活動の目標の設定等（案）」について、審議会の意見を求める。令和6年3月29日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

【事務局説明】

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第76号について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第76号は原案のとおり承認しました。

次に、議案第77号を、議題に供します。事務局より説明をお願いします。

事務局 72ページをお開きください。

議案第77号「農業委員会事務局職員の任免について」

農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定により、別紙のとおり事務局職員の任免について、委員会の承認を求める。

令和6年3月29日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

それでは、議案の提案説明をいたします。農業委員会の職員は、農業委員会等に関する法律第26条第1項において、農業委員会に職員を置くとされ、同条第3項において職員は、農業委員会が任免すると規定されています。すなわち、職員の任免は、農業委員会の決議によって行われることとなります。

73ページをお開き下さい。今回、4月1日付けで異動の内示が発令されます。これによりまして、3月31日をもって事務局

事務局 職員の職を免ずる者は、石川竜三局長、山末永悟次長、遠嶋洋史総括、渡邊節子主幹で、石川局長は、清掃事業局長兼業務第一課長、山末次長はまちづくり推進課長、遠嶋総括は農政課農政係総括、渡邊主幹は安心院支所産業建設課へ異動します。また4月1日付けで事務局員を任命する者として、農政課から久保嘉久局長、建築住宅課から松成裕二総括、上下水道課から木原典子総括、税務課から橋本栄弘主幹の4名であり、この任免について、承認をお願いするものであります。以上で説明を終わります。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。  
発言のある方は挙手願います。”

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。  
議案第77号について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、  
議案第77号は原案のとおり決定いたしました。  
以上で審議案件は終了いたしましたので、報告事項に入ります。報告第35号から38号を一括して事務局より説明願います。

事務局 報告に入る前に先ほどの永岡委員のご指摘について回答させていただきます。26ページ集計表の四日市地区の数字ですが、正しくは新規26,086㎡、再設定0㎡となります。訂正をお願いします。

議長 みなさん、訂正よろしくをお願いします。  
それでは報告事項の説明をお願いします。

事務局 それでは、一括してご報告させていただきます。  
74ページをお開き下さい。  
報告第35号「農地法第3条の3の規定による届出について」  
農地法第3条の3第1項及び同法施行規則第21条の規定による届出については受理したので、ここに報告する。  
令和6年3月29日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範  
内訳は75ページからの6件がございました。  
地区毎の内訳は、四日市地区1件、7筆、2,342㎡、安心院地区3件、8筆、5,686㎡、院内地区2件、15筆、7,747㎡となって

事務局 います。

内容につきましては記載のとおりでございます。登記等も確認できましたので、事務局で確認し、全件とも受理いたしました。

79ページをお開き下さい。

報告第36号「農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約通知について」

農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定による通知があったので、ここに報告する。

令和6年3月29日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範  
内訳は80ページからの36件がございました。

地区毎の内訳は、長洲地区5件、11筆、15,021㎡、宇佐地区8件、8筆、16,024㎡、四日市地区10件、20筆、24,905㎡、安心院地区7件、9筆、14,323㎡、院内地区6件、24筆、25,703㎡となっています。”

内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局で確認し、書類を受理いたしました。

92ページをお開きください。

報告第37号「農地所有適格法人適格要件の届出について」

農地法第2条第3項の要件を満たす旨の届出について確認したので、ここに報告する。

令和6年3月29日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範  
内訳は93ページからの安心院地区1件となっております。

内容につきましては記載のとおりでございます。法人形態要件等を確認し、いずれも要件を満たしていることから、届出を受理しております。

94ページをお開きください。

報告第38号「農地所有適格法人の事業状況報告について」

農地法第6条第1項及び同法施行規則第58条の規定による事業の状況等の報告について、同法第2条第3項各号に掲げる要件を確認したので、ここに報告する。

内訳は議案書の95ページからの76件がございました。

農地法第6条第1項の規定により、農地所有適格法人は毎事業年度の終了後3カ月以内に農地法施行規則第59条に規定する事項を記載した報告書を農業委員会に提出しなければならないとされていることから報告を受けたものです。内容につきましては記載のとおりでございます。法人形態要件等を確認し、いずれも要件を満たしていると考えております。

議長 ただ今の報告第35号から38号について、質問、意見等、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 質問等もないようですので、以上をもちまして本日の議案の審議並びに報告事項は、すべて終了いたしました。

それでは、先ほど承認されました人事案件で、事務局を去られる職員及び新しく着任する職員から一言ずつあいさつをお願いしたいと思います。

事務局（離任者） (あいさつ)

事務局（着任者） (あいさつ)

議 長 ありがとうございます。

異動されます4名の方につきましては、大変ご苦勞様でした。新しい職場でもご活躍されますことをご期待申し上げます。今まで本当にお世話になりました。ありがとうございます。

また、新たに着任されます4名の方につきましても、4月からのご活躍をご期待申し上げます。

その他の件について、発言があれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議 長 よろしいですか。

それでは、事務局から連絡事項等があればお願いします。

事務局 来月4月の令和6年度第1回定例総会は、5月7日火曜日、午前9時30分から本庁2階23会議室で行う予定にしておりますので、よろしく申し上げます。

なお、欠席をされる場合は、地区審議会も含め、早めのご連絡をくださるようお願いいたします。

議 長 それでは、以上をもちまして、宇佐市農業委員会第12回定例総会を閉会いたします。

午前10時40分閉会

以上会議の次第を記録し事実と相違ないことを証するため、記名捺印する。

令和6年3月29日

議 長 菅原 維範 ⑩

署名委員 永岡 卓巳 ⑩

署名委員 池田 雅彦 ⑩

議長と署名委員の自筆署名及び押印については、個人情報のため上記のように活字等の表現にしています。

なお、自筆署名及び押印した原本については、事務局で保管しています。